

平成 30 年度守口市特別会計国民健康保険事業予算

平成 30 年度守口市の特別会計国民健康保険事業の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,739,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 30 年 2 月 22 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険料		2,989,724
	1 国民健康保険料	2,989,724
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		820
	1 手数料	820
4 府支出金		10,743,807
	1 府補助金	10,743,807
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		1,982,208
	1 繰入金	1,982,208
7 諸収入		22,438
	1 延滞金、加算金及び過料	741
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	2,000
	4 雑入	19,696
歳 入	合 計	15,739,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		353,399
	1 総務管理費	343,073
	2 徴収費	9,923
	3 運営協議会費	403
2 保険給付費		10,616,635
	1 療養諸費	9,244,055
	2 高額療養諸費	1,258,470
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	79,010
	5 葬祭諸費	13,000
	6 任意給付費	22,000
3 国民健康保険事業費納付金		4,512,556
	1 医療給付費分	3,220,664
	2 後期高齢者支援金等分	940,714
	3 介護納付金分	351,178
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		125,275
	1 特定健康診査等事業費	70,635
	2 保健事業費	54,640
6 基金積立金		2,000
	1 基金積立金	2,000
7 公債費		8,000
	1 公債費	8,000
8 諸支出金		118,125
	1 償還金及び還付加算金	118,125

(単位：千円)

款	項	金額
9 予備費	1 予備費	3,000
歳	出	合 計
		15,739,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
コ ン ビ ニ 収 納 業 務 委 託 事 業	平成35年度まで	25,430 千円
保 険 料 収 納 対 策 事 業	平成33年度まで	33,914 千円